春の叙勲・褒章

伊丹大使の宮本輝さんなど5人が受章

伊丹大使の宮本輝さん

「春の叙勲・褒章」が４月29日付で発令され、市内から５人の皆さんが受章されました（敬称略。順不同）。

【旭日小綬章】▽宮本輝＝小説家【旭日双光章】▽川上八郎＝元市議会議員、昆陽南５【瑞宝双光章】▽原田尚人＝元奈良行政評価事務所長、千僧２【黄綬褒章】▽荒川勝博＝三菱電機㈱生産技術センター製造支援部キーパーツ製造課班長、野間８。

希望により、受章者全員の氏名・住所は掲載していません。

◆児童手当など各種手当　市は、次の各種手当を支給しています。

▽交通遺児等学業援助資金▽児童手当▽児童扶養手当▽特別児童扶養手当▽障害児福祉手当▽重度心身障害児介護手当。

対象など詳しくは市ホームページ（**下二次元コード**から読み取り可）から確認を。

問市こども福祉課☎784・８０３０。

◆特別障害者手当など各種手当　市は、次の各種手当を支給しています。

▽特別障害者手当▽重度心身障害者介護手当▽高齢者特別給付金▽障害者特別給付金。

対象など詳しくは市ホームページ（**右下二次元コード**から読み取り可）から確認を。

また、バス・タクシー券を**下表**の通り交付しています（両券の併給不可）。対象者は市役所１階の地域・高年福祉課で手続きを。

問市地域・高年福祉課☎784・８０９９。

◆幼稚園のみんなのひろばを開催　市は、園児との交流や友だち作りなどを行う「みんなのひろば」を次の通り開催します。いずれも午前９時半～10時に受け付け。

【開催園】▽ありおか▽伊丹▽いけじり▽みずほ▽こういけ▽おぎの▽せつよう▽こやのさと。

【対象】１～４歳とその保護者。

【参加料】無料（親子ともに名札・上靴・靴袋持参）。

当日直接、会場へ。日程など詳しくは市ホームページ（**下二次元コード**から読み取り可）から確認を。

問子育て支援センター☎771・１１５２。

バス・タクシー券

種類	交付対象者
市バス特別乗車証（無料乗車証）	▷市内に継続して１年以上居住している70歳以上の人▷身体障害者手帳１～４級、療育手帳Ａ・Ｂ１判定、精神障害者保健福祉手帳１・２級の交付を受けている人▷戦傷病者手帳を所持する人（所得制限あり）▷被爆者健康手帳を所持する人（所得制限あり）
福祉タクシー利用券	▷身体障害者手帳１・２級、療育手帳Ａ判定、精神障害者保健福祉手帳１級の交付を受けている人▷65歳以上で要介護４か５の在宅寝たきり高齢者

9月から実施予定 マイナポイント

マイナポイントは、「キャッシュレス決済サービス」を提供する事業者を通じて、チャージか買い物に対して利用額の25パーセント（上限５千円分）のポイントが付与される仕組みです。貯まったポイントは同決済サービスが利用できる店舗などで利用できます。

同ポイントを利用するためにはマイキーＩＤの登録が必要です。ＩＣカードリーダー付きのパソコンや公的個人認証サービス対応のスマートフォン、市市民課窓口で登録可。

◎マイナンバーカードの休日申請・交付　５月31日、６月28日の日曜午前９時～午後１時、市役所１階の市民課１番窓口でマイナンバーカードの休日申請・交付を受け付けます。

同日、住民票の写し・印鑑登録証明書の交付や印鑑登録の受け付けをします。

＊　＊

問市市民課マイナンバー担当☎784・８１２１。

◆国民健康保険税を改定　市は、令和２年度の国民健康保険税について、基礎課税額（医療分）と介護納付金課税額の賦課限度額を**下表１**の通り改定します（税率は従前の通り）。

また、低所得者への軽減措置のうち５割・２割軽減の判定基準となる所得金額を**下表２**の通り改定します。

問市国保年金課☎784・８０４０。

表１　令和２年度　市国民健康保険税の改定内容

	被保険者均等割額〔被保険者１人につき徴収する額〕	世帯別平等割額〔世帯につき徴収する額〕	所得割税率〔基準総所得金額（※１）に掛ける率〕	賦課限度額〔年間課税額の上限〕
基礎課税額（医療分）	２万5200円	2万2000円	7.89％	63万円（＋２万円）※２
後期高齢者支援金等課税額	9500円	7400円	2.47％	19万円
介護納付金課税額	１万1800円	9300円	2.09％	17万円（＋１万円）※２

※１「基準総所得金額」は前年中（平成31年１月～令和元年12月）の収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費などを差し引き、さらに基礎控除（33万円）を差し引いた額
※２（　）内は、前年度との増減額

表２　令和２年度の５割・２割軽減判定基準

軽減判定基準	
５割軽減	世帯の前年所得が｛33万円＋（28.5万円×被保険者数※３）｝以下であること
２割軽減	世帯の前年所得が｛33万円＋（52万円×被保険者数※３）｝以下であること

※３　被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む

伊丹の広場

社に込めた思い

有岡城惣構の北端「きしの砦」跡（国指定史跡）に鎮座する猪名野神社は、江戸時代は野宮と呼ばれ、伊丹郷町の氏神として酒造家や領主近衛家の寄進を受け発展してきました。今年３月に県重要有形文化財に指定された本殿・拝殿・弊殿（附　棟札10枚）の他、多くの境内社を有します。

今回はその一つ、新宮神社について紹介します。

新宮神社は、棟札や古文書によると、郷町の領主である近衛忠凞（1808～1898年）の厳命によって文政10（1827）年に建立されました。以前から境内社として独立して鎮座していた、春日・松尾・住吉の三社を相殿（一社殿の中に二柱以上の神様を合祀すること）としたようです。

春日社は、現奈良市にある春日大社から分社されました。春日大社は創建以降、藤原氏の氏社として発展してきました。藤原氏は近衛家の本姓です。

松尾社は、現京都市にある松尾大社から分社されました。松尾神は酒の神様として知られ、酒造関係者にあつく信仰されています。

新宮神社

そして、住吉社は、現大阪市にある住吉大社から分社されました。住吉神は海上交通守護として知られています。

この相殿が建立された文政期といえば、近衛家の酒造奨励もあり、伊丹郷町が江戸積酒造業で最も栄えたとされる時期です。江戸積酒造業では、多くの伊丹酒が樽廻船で江戸へと運ばれました。

近衛家（藤原氏）の氏社である春日社と、酒の神様である松尾社、そして海上交通守護の住吉社。

忠凞がなぜ、この三社を相殿として、郷町の氏神である野宮の境内に新しく社を建立したのか。それは、伊丹における江戸積酒造業の発展、ひいては、郷町と近衛家の隆盛を願ってのことだったのではないでしょうか。

問博物館☎783・０５８２。

多様性を認め合う 同性パートナーシップ宣誓制度を導入

市は、５月15日から「伊丹市同性パートナーシップ宣誓制度」を導入します。

同制度では、双方か一方が性的マイノリティーである２人がお互いを人生のパートナーとする宣誓をしたことに対して、市が宣誓書受領証を交付し、地域社会で安心して暮らせるよう支援するとともに、誰もが自分らしく生きられる社会の実現を目指します。

同制度の導入により、市営住宅の入居手続きや病院などで２人の関係性を示す資料として同受領証を提示でき、より円滑な対応となることが期待されます。

詳しくは市ホームページから確認を。

問市同和・人権推進課☎784・８０７７。

◆障害者就労チャレンジ事業　市は、障がいのある人に就労の場を提供し、就労意識と意欲、技能の向上を目指すことを目的とした就労チャレンジ事業を行います。登録制。

対象は市内在住で障害者手帳を持つ人（取得見込みの人含む）。賃金は県最低賃金。

就労内容などは次の通り。いずれも募集人数は各期２人。

【返却図書の整理】▽勤務期間＝８～11月、12月～来年３月の平日週２日、午後１～４時▽勤務場所＝図書館「ことば蔵」▽内容＝図書のラベルに書かれた平仮名・カタカナ・数字・アルファベットを基に図書を分類し、棚に戻す作業。

【公用自動車の洗車（**右写真**）】▽勤務期間＝９月、来年３月の平日午後１～４時▽勤務場所＝市役所▽内容＝公用自動車を水と洗剤で洗い、タオルで拭き上げて車内を清掃する作業。

【会計文書の整理】▽勤務期間＝10月14日～11月13日の平日午前10時～午後４時▽勤務場所＝市役所▽内容＝文書に記載された漢字を基に文書を分類し、ファイルにつづる作業（計算作業なし）。

申市役所１階の障害福祉課か地域生活支援センターにある応募用紙に必要事項を書いて、６月12日までに郵送（必着）で〒664・８５０３伊丹市役所障害福祉課へ。選考あり。

◎各作業の支援員　経験不問。勤務内容は、障がいのある人に各作業で付き添い、作業を支援します。賃金は市会計年度任用職員賃金。

応募方法など詳しくは市障害福祉課へ。

＊　＊

問市障害福祉課☎784・８０３２、ファクス784・８０３６。